

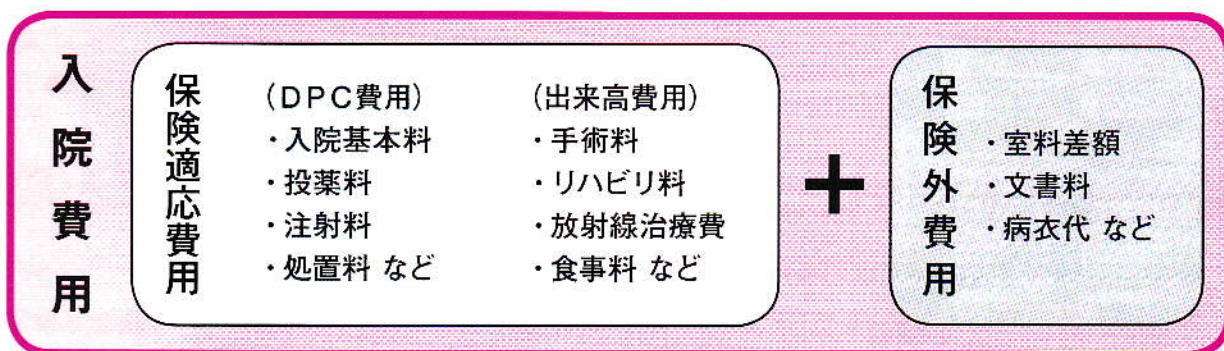
## 入院費用のお支払いについて

1. 入院費用は毎月末で締めて精算させていただきます。請求書は翌月の10日前後にお渡ししますので、納入期限内にお支払いください。ご退院が納入期限より早い場合には、退院時にお支払いください。支払窓口では現金のほか、クレジットカードでのお支払いも可能です。  
《会計取扱》  
①病院支払窓口（平日 午前8:30～午後5:15）  
②病院救急センター窓口（平日 午後5:15～翌日 午前8:30）（土・日・祝終日）
2. 入院費用は、健康保険法、その他の規定に基づき、健康保険、国民健康保険等の加入保険の自己負担額に従って算定、請求します。なお、当院では一部病棟を除き、包括評価制度（DPC）による計算方法となります。詳しくは下記をご覧ください。
3. 入院費用の支払い等でご相談のある方は、医事企画課までお申し出ください。
4. 請求書とともに医療費明細書を交付します。明細書には、薬剤や検査などの名称などが記載されますことをご承知ください。なお、交付を希望されない場合は、入退院受付までお申し出ください。

## 入院治療費の計算方式について

入院費用は患者さんの病名や症状をもとに、手術などの診療行為の有無に応じて決定する一日当たりのDPC（診断群分類別包括評価制度）点数と、DPCに含まれない診療行為の合計点数により計算されます。室料差額等の保険外費用が発生する場合は、先の合計点数に保険外費用を加算し入院費用を決定します。

### ●『診断群別定額払い方式（DPC）』の計算イメージ図



※診断群分類に該当しない患者さんや歯科口腔外科・精神科の患者さんのほか、お産・労災・交通事故などの保険外診療の患者さんについては、従来どおり出来高により計算いたします。

※窓口徴収額（一部負担金・自己負担金）の計算方法や高額療養費の取扱いについては従来どおりです。

※診断群分類の確定時期は退院の時ですが、2ヶ月以上にまたがって入院される場合には各月毎に決定します。症状の経過や治療内容によって診断群分類が変更となった場合には、入院日までさかのぼって変更に伴う診療費の差額調整を行うことがあります。